

令和7年第12回

印西市教育委員会定例会会議録

令和7年12月19日（金）

令和7年第12回印西市教育委員会定例会会議録

日時：令和7年12月19日(金)午後1時30分

場所：印西市役所4階 41会議室

1. 開 会
2. 開 議
3. 議事日程の報告
(議事日程)

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 教育長報告

日程第 4 議案第1号

印西市民間不登校児童生徒支援施設運営事業費補助金交付規則の一部を
改正する規則の制定について

日程第 5 その他

4. 閉 議
5. 閉 会

教育長及び出席委員(5名)

| | | |
|-----|----------|---------|
| | 教 育 長 | 渡 邊 義 規 |
| 1 番 | 教育長職務代理者 | 豊 田 光 弘 |
| 2 番 | 委 員 | 長 尾 香 奈 |
| 3 番 | 委 員 | 屋 敷 毅 |
| 4 番 | 委 員 | 増 田 洋 子 |

欠席委員(なし)

説明のため出席した職員(7名)

| | |
|-----------------------------|---------|
| 教 育 部 長 | 伊 藤 章 |
| 教 育 部 副 参 事 (教育総務課長事務取扱) | 鈴 木 圭 一 |
| 学 務 課 長 | 加 藤 知 巳 |
| 指 導 課 長 | 岡 田 光 靖 |
| 学 校 給 食 課 長 | 出 山 健 生 |
| 生 涯 学 習 課 長 | 中 嶋 広 |
| 文 化 振 興 課 長 | 飯 島 正 義 |

職務のため出席した職員(3名)

教 育 総 務 課
課 長 補 佐 木 崎 和 博

教 育 総 務 課
総 務 係 長 中 野 竜 一

教 育 総 務 課
総 務 係 主 査 佐 々 木 洋 子

(13時30分)

(開会の宣告)

教 育 長

では、ただいまより令和7年第12回印西市教育委員会定例会を開会いたします。

(出席者の報告)

教 育 長

出席職員について報告をいたします。

本定例会の出席職員につきましては、印西市教育委員会会議規則第14条の規定により、教育部長、教育総務課長、学務課長、指導課長、学校給食課長、生涯学習課長、文化振興課長、教育総務課職員です。

(開議の宣告)

教 育 長

では、これより開議いたします。

(議事日程の報告)

教 育 長

本日の議事日程については、お手元にお配りしたとおりです。
ご了承願います。

(会議録署名委員の指名)

教 育 長

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、会議規則第31条の規定により、4番、増田委員を指名します。

(会期の決定)

教 育 長

日程第2 会期の決定を行います。

本定例会の会期は、会議規則第4条の規定により、本日1日とします。

(教育長報告)

教 育 長

日程第3 教育長報告を行います。

まず、経過報告でございます。

11月13日木曜日、第7回市教頭会議が教育センターであり、出席いたしました。

14日金曜日、原小学校創立30周年記念式典が原小学校であり、出席いたしました。

同日第60回千葉県小中学校音楽教育研究大会が成田市であり、出席いたしました。

16日日曜日、市民文化祭のダンスフェスティバルが文化ホールであり、参観いたしました。

同日小林コミュニティまつりが小林コミュニティセンターであり、視察をしてまいりました。

同日、社会教育委員との意見交換会が市役所であり、参加いたしました。

18日火曜日、給食ミーティングが小林中であり、市長とともに出席いたしました。

同日、令和7年度第8回市総合教育会議が市役所であり、教育委員の皆様にもご出席いただき、会議を開催いたしました。

同日、第3回教育委員会臨時会が市役所であり、皆様とともに会議を開催いたしました。

20日木曜日、令和7年度印教連研修視察及び意見交換会が富里市であり、教育委員の皆様にも出席いただき、参加してまいりました。

21日金曜日、社会教育委員との意見交換会が市役所であり、出席いたしました。

22日土曜日、印西市PTA連絡協議会講演会が本塾中であり、出席いたしました。

26日水曜日、第19回印西小学校駅伝競走大会が松山下公園陸上競技場であり、こちらも教育委員の皆様にもご参加いただきました。

同日、給食ミーティングが原山中であり、市長とともに出席いたしました。

28日金曜日、令和7年第4回市議会定例会が市役所で、12月18日までの会期で開会されました。

29日土曜日、印旛郡市駅伝競走大会が佐倉市であり、応援に行ってまいりました。こちらは男子が西の原中学校が第1位、女子、木刈中学校が第1位、西の原中学校が第2位ということで、印西市の中学生に活躍していただきました。県大会にこの後出場する予定です。

30日日曜日、令和7年度第9回市総合教育会議が市役所であり、教育委員の皆様とともに出席いたしました。

12月6日土曜日、民生委員・児童委員・主任児童委員委嘱状・感謝状伝達式が市役所であり、出席いたしました。

7日日曜日、本塾公民館まつりが本塾公民館であり、視察をしてまいりました。

8日月曜日、第5回市校長会議が木刈小学校であり、出席いたしました。

9日火曜日、令和7年度末教育長校長人事異動面接ということで、11日も含めまして、各学校の校長先生と人事異動に関する面接を行いました。

11日木曜日、小学校芸術鑑賞教室が文化ホールで、12日までの2日間にわたって開催され、こちらも教育委員の皆様にもご参加いただきました。

同日、First LEGO League Challenge世界大会出場を果たしましたINZAIトルマリン（原山小学校出身）の5名で、現在は原山中学校の生徒

ですね、市長特別賞の表彰式が市役所であり、同席いたしました。

12日金曜日、政策調整会議が市役所であり、出席いたしました。

同日、第8回市教頭会議が教育センターであり、出席いたしました。

17日水曜日、北総教育事務所人事関係の一次面接が栄町であり、出席いたしました。

同日、政策調整会議が市役所であり、出席いたしました。

18日木曜日、市総合計画策定本部会議が市役所であり、出席いたしました。

同日、市議会全員協議会が市役所であり、出席いたしました。

19日金曜日、本日ですが、第12回教育委員会定例会を開催しております。

次に、行事予定でございます。

12月22日月曜日、印西市地域福祉計画推進本部会議が市役所であり、出席する予定です。

年改めまして、1月7日水曜日、第4回印旛地区教育長会議が佐倉市であり、出席予定です。

10日土曜日、令和8年印西市消防出初式が文化ホールであり、出席予定です。

また、同日町内会自治会連合会賀詞交歓会が印西市内であり、参加する予定です。

11日日曜日、令和8年印西市二十歳を祝う会が松山下公園総合体育館で開催され、こちらも委員の皆様にもご参加いただく予定です。

14日水曜日、政策調整会議が市役所であり、出席する予定です。

同日、印西市民生委員推薦会が市役所であり、出席予定です。

17日土曜日、第9回印西近隣中学校新人駅伝競走大会が松山下公園陸上競技場であり、参観する予定です。

20日火曜日、市災害対策本部図上訓練が市役所であり、参加する予定です。

同日、令和7年度第10回市総合教育会議が市役所であり、出席する予定です。

22日木曜日、第6回市校長会議が木刈中であり、出席予定です。

25日日曜日、令和7年度文化財防災訓練が木下・上町観音堂であり、参加予定です。

27日火曜日、第1回教育委員会定例会が市役所であり、出席予定でございます。

以上でございます。

ご質問等ありますでしょうか。

なし

では、これより議事に入ります。

各 委 員
教 育 長
(議案第1号)

教 育 長

日程第4 議案第1号 印西市民間不登校児童生徒支援施設運営事業費補助金交付規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長

議案第1号 印西市民間不登校児童生徒支援施設運営事業費補助金交付規則の一部を改正する規則の制定について。

印西市民間不登校児童生徒支援施設運営事業費補助金交付規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和7年12月19日提出。

印西市教育委員会教育長、渡邊義規。

それでは説明いたします。審議資料をお願いいたします。

初めに、1改正の要旨でございますが、民間不登校児童生徒支援施設の運営実態に即した補助制度とするため、施設要件及び補助対象経費の見直し、補助金額算定方法の簡素化、申請書類及び様式の改正を行うものでございます。

次に、2改正の理由でございますが、当規則につきましては、本年4月より施行されておりますが、民間不登校児童生徒支援施設への支援をより効果的に推進するため、補助金制度の運用を施設の運営実態に即した内容に見直し、補助金の適正かつ有効な活用を図るものでございます。

次に、3施行期日につきましては公布の日でございます。

次に、4新旧対照表をお願いいたします。

第2条第5号につきましては、民間不登校児童生徒支援施設の施設要件を示すものでございますが、ウにつきましては、印西市における不登校児童生徒が通う民間施設についてのガイドラインに対する行動基準に関して表現を改めるものとなります。

エにつきましては、当初1年以上の学習支援等の実績を求めるものとなっておりますが、新たに事業を開始する事業者へも対応ができるよう内容を改めるものでございます。

ケにつきましては、施設環境が利用する児童生徒への安全面・健康面に配慮されていることを求める内容を加えるものとなります。

1の2ページをお願いいたします。

第4条第5号につきましては、職員が所有する施設に対して、賃借料等を支払う場合は、補助対象外経費として取り扱ってございましたが、不登校児童生徒に配慮した施設の確保について、柔軟な対応ができるようこれを削除するものでございます。

第5条第1項につきましては、補助金の額を第1号と第2号それぞれの算出方法で算出した金額を比較し、少ないほうを採用する内容となっておりますが、第2号の算定方法により一定の自己負担率が担保されるものと考えられますことから、第1号の規定を削除し、第2号の内容に算定を方法を統一することにより、申請者及び市の事務負担の軽減を図るも

のでございます。

また、第2号中の規定中、補助対象経費から控除する収入項目に寄附が含まれておりましたが、寄附は公益的な目的で行われるものであり、控除項目に指定することにより、寄附の提供や受入れを妨げる可能性があり、寄附の意義を損なわないよう、これを削除するものでございます。

第6条第1項第6号につきましては、前条の改正に伴い、字句の整理を行うものでございます。

1の3ページをお願いします。

第10条につきましては、利用者の出席状況等を毎月在籍する学校長を経由して報告を行うものとしておりましたが、当補助金の規定にかかわらず、既に同種の手続が施設と学校の間で行われておりますことから、この規定を削除し、申請者及び学校の負担軽減を図るものでございます。

第11条以降、1の4ページまでにつきましては、前条の削除に伴いまして1条ずつ繰り上げ、関連する別記様式番号の整理を行うものでございます。

なお、別記様式の改正につきましては、別紙にてお示ししておりますが、第1号様式及び第1号様式の2は関連する条項の改正に伴う字句の整理であり、第1号様式の3につきましては、申請者に配慮した字句の追加でございます。

第4号様式につきましては、関連する第10条の削除に伴い、様式を削除するものでございます。

第5号様式につきましては、第4号様式の削除に伴い様式番号及び関連する条番号を繰り上げるものでございます。

第5号様式の2及び第5号様式の3につきましては、様式番号及び関連する条番号の繰り上げ並びに申請者に配慮した字句の追加を行うものでございます。

第6号様式以降につきましては、様式番号及び関連する条番号の繰り上げでございます。

説明は以上となります。

教 育 長

では、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

屋敷委員。

屋 敷 委 員

屋敷です。よろしく申し上げます。

今回の改正の理由の一つとして、今民間の施設を開設されている方のアンケートとか、そういうものも基にして考えられたものでしょうか。

教 育 長

生涯学習課長。

生涯学習課長

お答えいたします。

今回の改正に当たりまして、アンケート等は行っていない状況でござ

います。ただ、先ほどご説明しましたとおり、実態に即して補助できるように改正をさせていただくものでございます。

教 育 長

屋敷委員。

屋 敷 委 員

手続が簡素化されたり書類が減ったりというのは、非常に助成を受ける方にもプラスだと思うので、また見直し等行っていただければと思います。

教 育 長

ほかに質疑はありませんか。

豊田教育長職務代理者。

豊 田 委 員

屋敷委員と同じような質問になってしまうのですが、今回の規則改正の中で、第2条の第5号、これは民間施設の助成を受ける要件を定めているのだと思うんですけども、その中で、第5号のウの「ガイドラインに沿った」という表現が、「ガイドラインの内容を理解の上」というふうに改正されるということなんですけども、この表現が変わることで、何か意図されていることというのは、どういうことなんでしょう。

例えば先ほどお話があったような簡素化ですと、間口を広げるですとか、ある程度フレキシブルに事業が展開できるようにするとか、そういったことが目的で今回この第2条の改正はあるのでしょうか。

教 育 長

生涯学習課長。

生涯学習課長

お答えいたします。

こちらにつきまして、以前はガイドラインに沿ったということで、ガイドラインに合っていないと対象にならないという状況でございましたけれども、ガイドラインの中には、出席と同様に取り扱うための判断基準というものが用いられていましたが、不登校支援等の状況が多様化しておりますので、ガイドラインの支援内容が利用者に適さないこと等が想定されますので、出席扱いの子どもだけを対象と考えずに、施設側が柔軟な対応をとれるように、遵守規定から理解規定ということに条件を緩和させていただくものでございます。

教 育 長

豊田委員。

豊 田 委 員

分かりました。ご説明なんですけども、要はなるべく幅広く民間施設の中で、支援施設の中で受け止められるような形というようなことで理解してよろしいのでしょうか。

教 育 長

生涯学習課長。

生涯学習課長

委員おっしゃるとおり、間口を広げるということを考えて、また先ほどお答えしましたように出席条件というのを必須としないということにさせていただいたものでございます。

教 育 長

豊田委員。

豊 田 委 員

それでは、市内に現在民間の不登校児童生徒支援施設というのはどのくらいの数があるのでしょうか。

教 育 長

生涯学習課長。

生涯学習課長

この規定に合致する事業者としましては、1事業者を見込んでおりま

す。

豊田委員
生涯学習課長
豊田委員
教 育 長
増 田 委 員

以前聞いた数と変わっていないんですね。
そうです。
ありがとうございました。
では、ほかに質疑はありませんか。
増田委員。
お願いします。

今、1事業者というところですけども、この後増えてきそうとかと、そうしたことについては何か情報はあるんでしょうか。

教 育 長
生涯学習課長

生涯学習課長。
今後該当すると見込まれる施設につきましては、2から3者と思われます。

教 育 長
増 田 委 員

増田委員。
お願いします。
申請の手续といえますか、そうしたものに当たって計画書を出すとか、また報告書を受け取るということになる、この様式がなると思うんですけども、不登校で民間施設を利用する子どもたちの取組というものについて、どのようなことがこうしたところに記載されるのか、また今後充実を図る予定の取組とか、期待される効果とかという項目自体が、非常に内容を書いてくるのが難しそうだというような印象があったんですけども、今回これは令和7年度に始まっているということは、一次願書については受け取っているということですよ。

教 育 長
生涯学習課長

生涯学習課長。
7年度から制度が始まっておりますが、まだ補助金の交付は行っていない状況でございます。今後、実績等を出していただきながら、補助金が交付できるように対応していきたいと思っております。

増 田 委 員

それが見合うのかどうかということを審査していくとかということになると思うんですけども、そうしたことについては生涯学習課さんのほうで進められるということですか。

教 育 長
生涯学習課長

生涯学習課長。
委員お見込みのとおり、生涯学習課が担当になっておりますので、こういった申請書類をお預かりして確認した上で、補助金を交付という形になります。

教 育 長
増 田 委 員

増田委員。
市のほうで既に運営されている適応指導の形で、緑のまきばとか森のステーションとか、そうしたところについては教育委員会のほうでそこに在籍する子どもたちの状況についていろいろと把握したりとかというところがあると思うんですけども、この民間の不登校施設のほうについては、そうした関わりとか、様子については把握するというような術とかは求めないんですか。

| | |
|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>教 育 長 生涯学習課長</p> | <p>生涯学習課長。 こういった不登校児童生徒支援施設との教育委員会の関わりにつきましては、今後とも教育センターのほうで、その辺の状況確認は行っていただくこととしております。</p> |
| <p>増 田 委 員 教 育 長</p> | <p>分かりました、ありがとうございました。 ほかに質疑はありませんか。 豊田教育長職務代理者。</p> |
| <p>豊 田 委 員</p> | <p>その業者さんとの連携の今お話が出たんですけれども、この資格要件の中で結局、要は行政が民間施設に立ち入ってというか、そういった申請等に計画どおり行われているかというような、そういう権限もあるということですのでよろしいんですね。</p> |
| <p>教 育 長 生涯学習課長</p> | <p>生涯学習課長。 その辺の運営実態につきましては教育センターのほうで確認とっていただきながら、書類審査及び補助金交付、そういった事務関係については生涯学習課のほうで担当させていただくことになります。</p> |
| <p>豊 田 委 員</p> | <p>結局こういったものが軌道に乗ってくると、教育委員会ですとか行政と業者間の連携というのが大変大事じゃないかと思しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。 以上です。</p> |
| <p>教 育 長</p> | <p>ありがとうございます。 では、ほかに質疑はありませんか。よろしいでしょうか。</p> |
| <p>各 委 員 教 育 長</p> | <p>なし では、これで質疑を終わります。 議案第1号につきまして採決をいたします。 お諮りいたします。 議案第1号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> |
| <p>各 委 員 教 育 長</p> | <p>異議なし 異議なしと認めます。 したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。 ありがとうございます。</p> |
| <p>(その他) 教 育 長</p> | <p>日程第5 その他について、何かありますか。 教育総務課長。</p> |
| <p>教育総務課長</p> | <p>教育総務課から2点ほど報告がございます。 1点目ですが、(仮称)東の原義務教育学校開校に向けた進捗状況でございます。 資料につきましては、(仮称)東の原義務教育学校開校に向けた進捗状況についてでございます。 それでは、ご説明いたします。 資料の3ページをご覧ください。</p> |

資料は令和7年度から令和8年度までのスケジュールでございます。

1. 設計でございます。令和7年9月に契約し、令和9年3月までが工期となっております。現在の進捗状況でございますが、施設配置について上下水道などのインフラ、児童生徒の通学経路、駐車場の進入経路などをシミュレーションし、検討しております。

2. 用地購入でございますが、用地費の予算については令和8年第3回市議会定例会において補正予算を考えております。その後、第6回市議会定例会において用地取得について審議する予定でございます。

3. 建築工事でございます。令和8年10月頃を目安に工事の概略を取りまとめ、令和8年第4回市議会定例会において建物の使用料、賃借料の補正予算を上程する予定で考えております。

4. 地区計画でございます。建設予定地については、現行の地区計画において、学校建築が制限されておりますので、義務教育学校の施設に伴い、地区計画の変更を行う必要があります。

5. 運営でございます。開校準備委員会を立ち上げて、ソフト面を検討していきます。

4ページをご覧ください。

新設校の通学区域でございます。東の原地区以外の印西牧の原駅圏周辺にお住まいの方は現状の通学区域と変更はございません。

5ページをご覧ください。

資料は建設予定地のゾーニングを示したものでございます。A案からC案まで3つの案を想定しております。各案共通部分ですが、歩行者と車両の交錯を避けるため、東側の隅切り部に歩行者専用の出入口、北に車両専用の出入口としております。

6ページをご覧ください。

それぞれの案の評価についてご説明いたします。評価については、児童生徒の校舎までのアクセス、校舎体育館、グラウンドなどの学校環境、住宅地からの視認性、上下水道などインフラ施工の4点について評価いたしました。

結果といたしましては、A案が最も優位と考えております。A案では、グラウンド面積を多く確保することができて、児童生徒の活動スペースを確保できます。また、周辺住民からの景観や日陰への影響を軽減し、近隣環境に配慮することが可能で、インフラ施工範囲が狭いため、給排水や電気などの整備が効率的に行えて、全体の工事費を抑えられることが考えられます。今後につきましては、A案を基に具体的な配置等を検討してまいります。

7ページをご覧ください。

開校準備委員会についてご説明いたします。新しい学校をつくるには、これから様々な事項を検討していく必要があります、今後開校準備委員会を設置していきたいと考えております。

委員構成については、小中学校の教職員の方や保護者の方、地域の方などで10名程度を考えております。保護者、地域の方については公募での選出を考えています。

8ページをご覧ください。

開校準備委員会のイメージでございます。新しい学校をつくるには、保護者、児童生徒、地域、教職員の協力が不可欠でございます。「ともに創る」をコンセプトに、開校準備委員会で検討・整理して、新しい学校をつくり上げていきたいと考えております。また、児童生徒を含めた意見集約としては、ワークショップなどの活用をしていきたいと考えています。

9ページをご覧ください。

開校準備委員会において検討・整理することについてでございます。新しい学校をつくるに当たって、3つの柱を作りました。

1つ目としては、「こんな学校にしたい！」（学校ビジョン編）、理想とする学校像を共有し、グランドデザインの基盤をつくります。

2つ目として、「学校の文化をつくろう！」（学校文化編）でございます。学校の象徴となる学校名、校章などをつくります。

3つ目として、「過ごしやすい学校をつくろう！」（学校生活編）でございます。学校生活の快適さ、安全性、自由度を高めるための環境について考えていきます。

以上、3つの柱の下、新しい学校をつくっていききたいと考えております。

資料の10ページ、11ページをご覧ください。

地区計画の変更に関する資料でございます。担当課につきましては、都市建設部の都市計画課になりますので、ここでは簡単にご説明いたします。

（仮称）東の原義務教育学校の計画予定地は、都市計画法に基づく地区計画が設定されています。現在の地区計画においては、資料10ページの計画概要図にもございますとおり、北側が住宅地区、南側が公益施設地区として設定されており、義務教育学校予定地は公益施設地区となっておりますが、学校の建築が制限されている地区となっております。

資料11ページをご覧ください。

このようなことから、まず現状での制限を変更し、学校の新設を可能とするため、公益施設地区の一部について義務教育学校の計画予定地、ピンク色で着色されている部分ですが、その場所について、教育施設地区として学校の建築が可能な区域とする予定でございます。

説明については以上でございます。

では、進捗状況について説明が終わりました。

これについて質疑はありませんか。

長尾委員。

教 育 長

長尾委員　　ご説明ありがとうございました。東の原義務教育学校の開校準備委員会についてお伺いしたいんですけども、この中で、保護者代表と地域代表が公募により1名ずつ程度ということだったんですが、1名程度だと1名ではないのかなとは思いますが、何人かここに興味がある方が出た場合は、どのような基準、どのような感じで選出されるのかと、あとはこの準備委員会の委員を公募するに当たってどのように周知を、代表の募集についての周知はどのような形でされるご予定か、もし決まっていることがありましたら教えていただきたいです。

各委員　　なし
教育長　　暫時休憩します。

(14時06分)

(14時08分)

教育長　　再開いたします。
教育総務課長　　お答えいたします。

まず、公募の方法は、市の広報紙ですとか、あと地域の回覧版などで行っていきたいと思います。それともう一つ、委員の募集の定員の関係なんですけど、そちらは資料7ページの資料で、小学校教職員代表、中学校教職員代表は1名ずつで決まっていますが、その後の保護者代表、地域代表、あとその他教育委員会が適当と認める3名程度の人数については、今1名程度と書いてありますが、その時の状況により2名になったり3名になったりということで、最大10名ということになっていますので、今のところ7名ですが、ここを最大10名になるかもしれませんし、7名で終わるかもしれませんしというようなところが、現状の定員の考えになっています。

以上です。

教育長　　ほかに質疑はありますか。
豊田教育長職務代理者。

豊田委員　　3ページのスケジュールの中から、ちょっと疑問に思ったので1つ教えていただきたいんですけども、予算措置の関係で、用地購入ですとか建築工事については令和8年度中で、補正予算で対応するというような表現がされていますけど、何で当初予算には入っていないものなんでしょうか。

教育長　　教育総務課長。

まず、用地購入につきましては来年度の当初予算で土地の鑑定費をもっていますので、その鑑定費をもって土地の購入費が決まる関係で、今来年度予算には、ちょっと現段階では土地の用地の購入費用というのは確定していないので、当初には盛れない予定です。建築工事につきましても、今設計中ですので、概算の工事費全体の部分ができておりませんので、その関係につきましても来年度の建築の工事費が算出した段階

で、補正予算というところで今現状では考えております。

以上です。

豊田委員

分かりました。スケジュールがかなりタイトなんで、通常のとおりにはいかないねということなんですかね。

教育長

教育総務課長。

教育総務課長

はい、そういうことになります。令和11年の4月に向けて、今開校準備を進めている関係でいきますと、今のこのスケジュールに沿った形でないとなかなか間に合わないということで考えております。

豊田委員

十分な期間がとれていないということ、そういう認識でよろしいですか。

教育総務課長

はい、おっしゃるとおりです。

教育長

では、ほかに質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

各委員

なし

教育長

では、(仮称)東の原義務教育学校開校に向けた進捗状況は以上で終わります。

その他ほかにありますか。

教育総務課長。

教育総務課長

2点目です。

教育ビジョンについてのことになります。

まず初めに、お手元にお配りしました本日の教育ビジョンについては、10月30日に開催された総合教育会議での資料とは異なっています。デザイン等が変更になっておりまして、企画政策課のほうで業者等に委託してデザインしたものになっております。内容等については変更はございません。

それではご説明いたします。

教育ビジョン(素案)につきましては、令和7年5月より企画政策課と教育委員会の職員で構成したワーキンググループにおいて、策定に向けて議論を重ねてまいりました。令和7年5月の第1回総合教育会議から第9回総合教育会議まで、テーマごとに講師の先生方にも参加していただき、教育委員の皆様とともに十分な議論を行ってまいりました。

ここでは、11月30日に開催された総合教育会議で教育長より各論についてご説明いただきましたので、教育ビジョンの具体的な内容説明については割愛させていただきます。

今後のスケジュールにつきましては、お手元に配付の別紙教育ビジョンに関する今後のスケジュールをご覧ください。

12月23日から令和8年1月15日にかけて教育ビジョン(素案)に対するパブリックコメントを実施いたします。2月26日にいただいたパブリックコメントの意見を踏まえ、総合教育会議において教育ビジョンの素案の報告をいたします。

3月11日に市の政策調整会議にて、教育ビジョン(素案)を審議し、

承認いただけましたら、令和8年3月19日開催の教育委員会定例会において教育ビジョン（案）の議案を上程する予定でございます。

以上が教育ビジョン（素案）の今後の予定でございます。

説明は以上です。

教 育 長

では、教育ビジョンに関する質疑、何かありますか。

今後のスケジュールも示されていますけれども。いかがでしょうか。

屋敷委員。

屋 敷 委 員

お願いします。

自分が感じたことになるんですが、7ページのどのような目指す姿を実現するのかという、今プロジェクトが1、2、3と3つあると思うんですけど、これを子どもたちや地域の方にも分かるように、セイバンじゃないですけど、ぱっと見やすく、それこそ最初の1ページに出てくるようなふうにできたら、皆さんの理解も深まったり、子どもたちは、あ、こうしたいんだなということが分かってくると、非常にいいのかなと思います。

何かすごい簡単な言葉でいいんで、これからこう変わるんだとか、こうしたいんだということが表されるといいなと思ったんです。ぜひ検討していただければと思います。

教 育 長

それについて何かありますか。

教育総務課長。

教育総務課長

ご意見ありがとうございます。今屋敷委員からいただいた意見のほう、また実際にやりとりしているのは企画政策課なんですけど、また担当課とも話して、反映できる範囲の中で検討してまいりたいと思います。

屋 敷 委 員

お願いします。

教 育 長

では、そのほか質疑はありませんか。

長尾委員。

長 尾 委 員

ありがとうございます。25ページの、地域：共に育むプロジェクトの展開についてなんですけど、この中にピックアップ事業として、コミュニティ・スクールの設置、アフタースクールの導入、地域スポーツ・文化芸術クラブの整備というものがあって、今後部活動が地域移行したりですとか、アフタースクールを充実させていったりとかあると思うんですが、コミュニティ・スクールについて、例えば地域の方や保護者がぜひこれに協力したいというふうに思った場合は、どのような感じにアプローチをすればいいのか、なかなか、今後はこういうことをしていきますというのを提示して、この回でしたら協力できますとか、そういう形にして協力してもらおうようにするのかとか、何かそういうことが決まっていたら教えていただきたいです。

教 育 長

生涯学習課長。

生涯学習課長

お答えいたします。

コミュニティ・スクールにつきましては、今年度から先行導入ということで、印西中学校区で始めたところでございます。今後、他校にも導入してまいります、その際には学校を中心としまして立ち上げてまいりますので、地域の方で何かご協力いただけるということであれば、学校のほうにお声がけしていただくか、協議会の中に地域学校共同活動の推進員というような肩書というか、そういう役目の方を置きますので、その方にお声がけいただく、または市のほうにコミュニティ・スクール担当の職員がおりますので、そちらにお話いただければ話を通すことも可能でございます。様々な手法がありますので、ご連絡いただければと思います。

あと、ホームページ等にコミュニティ・スクールに関するチラシというかレポートというか、今こんなことをやっていますというようなお知らせを載せていく予定ですので、そういったものも活用、参考にしていただければと考えております。

教 育 長
長 尾 委 員

長尾委員。

この回だったら協力できるという形ではなくて、もう私は今年度協力したいですとか、そういう感じでの。

教 育 長
生 涯 学 習 課 長

生涯学習課長。

お答えします。

学校運営協議会において、学校の目指す姿とか、それに必要な地域の支援ということを協議していきますので、そこでこういうふうにしたいという目標に向かって、必要とされる地域の支援についてご協力いただけるということであれば、参加をいただければと思っております。

教 育 長
各 委 員
教 育 長

そのほか質疑はありますか。

なし

よろしいでしょうか。

では、教育ビジョンに関する質疑はこれで終わりにしたいと思います。

ほかにその他で何かありますか。

学務課長。

学 務 課 長

学務課からです。

前回の定例会で就学援助費支給施設の一部を改正する規則の制定についてご承諾をいただきました。その改正等を踏まえまして、今回は取扱要項を改めるものとなっております。

簡単でございますが、説明をさせていただきます。

お手元の資料の1ページの、ページ数が打ってなくて申し訳ないんですが、裏側をご覧ください。

第6条の(2)のアのところではありますが、この点につきましては、税情報により確認できる場合は不要となることから、所得額を証明する書類の省略条件を定めるものとなっております。

続きまして、同じく(2)のイのところでございますが、この削除につきましては、所得の計算に際し、養育費等諸収入を含めないもの、改めるものとなっていることから、削除となっております。

最後、大きな2番のところではありますが、個人番号の提供につきましては、記載だけでなく写しも可としていることから、字句の整理となっております。

なお、この要項につきましては令和8年1月1日から施行となっております。

以上でございます。

教 育 長

説明が終わりました。

各 委 員

この件につきまして、質疑はありませんか。いかがでしょうか。

教 育 長

なし

では、質疑なしということで、この件につきましては以上で終わります。

ほかにその他何かありますか。

生涯学習課長

生涯学習課長。

令和8年度から実施を予定しておりますアフタースクールにつきましてご説明させていただきます。

別添の資料をよろしくお願ひいたします。

アフタースクールは、小学校の放課後の時間に学校内におきまして、保護者の就労の状況等にかかわらず、参加を希望する児童に安心・安全な居場所と多様な体験活動の機会を提供することで、子どもの居場所を確保するとともに、学びや体験等の機会格差をなくすことを目的として、実施に向け準備を進めております。運用に当たりましては、現行の学童クラブと連携、一体的な運用を考えております。

学童クラブでございますが、図の左側、放課後から最大19時まで、入所児童が居場所として過ごせる場所として過ごしているものでございまして、利用に当たりましては、保護者の就労等の要件が必要となっております。

次に、学童クラブの右側、アフタースクールは、放課後から17時までの間、居場所として自由に活動することや、各種体験等に参加できる場を参加者に提供するものでございます。アフタースクールにつきましては、参加希望者を事前登録制とすることを想定しておりますが、保護者の就労等の条件設定は行わない予定でございます。

図の中央、赤線で囲んでいる時間帯がアフタースクールということになりますけれども、この時間帯はアフタースクール参加者だけではなくて、学童クラブ入所者も各プログラム等へ参加ができるような仕組みを考えております。この時間帯の中で、週に1回程度、体験プログラムを用意し、様々な体験ができる機会を設けていく予定でございまして、学童クラブや放課後子ども教室とも連携を図り、そのノウハウ等を活用し

ていけたらと考えております。

また、体験プログラムとは別に継続のプログラムといたしまして、学習やスポーツ等の習い事に相当するメニューも、需要に応じて設定していきたいと考えております。

アフタースクールに係る利用料金につきましては、金額は未定でございますが、ご負担いただくことを想定しております。学童クラブ入所者は、学童保育料のみでこの時間帯の体験プログラムの利用を可能とする予定でございます。

終了時間は1人帰りができる時間までとしまして、通常は午後5時、冬場は午後4時30分までとする予定でございます。

アフタースクールの終了後、学童クラブの入所児童につきましては、学童クラブにおきまして保護者のお迎えがあるまでお預かりするということとなります。

実施校につきましては、令和8年度滝野小、牧の原小におきまして先行導入を予定しておりまして、順次拡大してまいりたいと考えております。

プログラムの内容や利用料金等につきましては、先行導入する2校の児童の保護者を対象にアンケートを実施し、ニーズ等を把握する予定でございます。

課題といたしましては、アフタースクールの実施場所となる教室等の確保となりますが、現在両校へ相談調整を図っているところでございます。

最後に、この様なアフタースクールの先進事例ございますけれども、県内では千葉市が令和2年度から実施しておりまして、柏市が令和8年度から実施予定と伺っているところでございます。

以上でございます。

教 育 長

では、アフタースクールについて何か質疑はありますか。

長 尾 委 員

長尾委員。

ご説明ありがとうございました。アフタースクールの放課後のプログラムについて、先ほどこれからアンケートをとられるということだったんですけれども、そのアンケートに基づいて、プログラムは生涯学習課が何か物を用意したりとか、講師の方を例えば呼んだりとか、そういうふうにプログラムをしていくのか、それとも支援員の方たちがそのアンケートを見て、こういうことだったらできるなみたいな感じでやっていくのか、教えていただけますか。

教 育 長
生涯学習課長

生涯学習課長。

お答えいたします。

アフタースクール事業につきましては、基本的に外部委託を考えておりまして、外部委託の事業者がアンケートをとったりメニュー立てを決めていただくことを考えております。その中で委託事業者の中で支援員

も採用いたしますので、そういった方ができるもの、もしくは体験プログラムですから、そのプログラムに応じた講師をその日だけ呼ぶとかというような形で実施するものと考えております。

教 育 長

ほかに質疑はありますか。

増田委員。

増 田 委 員

ご説明ありがとうございました。アフタースクールのほうで、事前登録をして、そこを利用しようとする子どもさんたちの数とかそういったものについて、把握はある程度できるというところではあると思うんですけども、放課後というのは学年によっても下校時間の違いがあったりとか、そこに子どもたちの開始時間の設定というか、また1年生から恐らく高学年までの子どもたちでここを使っているかどうかとか、本当にこれから取り組むこととなると、なかなか今イメージでしか話のできないところではあるけれども、そうしたことに対応していくということについては、恐らく担当課のほうでも担当される方たちがいろいろ苦心されるんだろうと思うんですけども、ちょっとそのところに今課題として考えられるというところはありますか。

教 育 長

生涯学習課長。

生涯学習課長

お答えいたします。

他市の事例を見ますと、登録が約4割程度あるという状況でございますので、結構多くの登録があるものと想定されます。先ほどご説明しましたとおり、そういった場合ですと、居場所の場所の確保というのが問題というか課題となっておりますので、今学校のほうと調整しております。基本的には天気がよければ外で遊んでいただいたり、体育館を使っていたり、そういった体を動かせるような場所と、あと工作したり読書したりという居場所を、室内での活動ができる場所というのも用意していかなければならないので、今滝野小と牧の原小での調整の中では、特別教室をお借りするというところで調整を図っているところでございます。

教 育 長

増田委員。

増 田 委 員

校内において行うといったときに、空いている教室の確保ということがまずは必要だろうなと思うんですけども、放課後に例えば図書室であったりとか、提供される空き教室以外の、そういった校舎の中の特別教室みたいなどころまでを、学校のほうは貸すというつもりになっている話なんですか。

教 育 長

生涯学習課長。

生涯学習課長

お答えいたします。

今調整をしているところですが、学校の校長先生、教頭先生とお話しさせていただいている中では、動線がとれる特別教室の使用については、内諾はいただいているところではございます。

教 育 長

増田委員。

増田委員

子どもたちについては、目いっぱい1日を過ごしてきた後の放課後というふうになったときには、ややもすれば、疲れからくるコンディションの崩し方とかよくあることかなと、ちょっとはめを外すような行動があったりとかというのが少々出がちなところがあるかと思うんですけども、そういうふうに借りている空間、施設の中の教室とかというようなことが使えることが可能であったとしても、いろいろと子どもたちが予期せぬトラブルというか、そうしたようなところもいろいろに出てくるということを想定内に入れなきゃいけないかなというふうに思うんですけども。

また、動線があったといっても、いろいろな教室がその中に入っている。その教室の中に恐らく約束事があるって入り込んではいけないとか、いろんなものというのは徹底されていくこととは思うんですけども、子どもたちは本当に思いがけないそうしたことのトラブルが起こりやすいものだというのも想定に入れた上でのメニューというか、そうしたことの懸念はあるかなと、すいません、その部分についてはちょっとよぎりました。

学童と同じように指導員さんとか支援員さんという方たちを募集されるということもあると思うんですけども、割と登録しようとするお子さんたちが多くなると、それなりにその人たちを確保しなきゃいけないということもあると思うんですが、数の確保だけでなく、やはり子どもたちについては、今も申し上げたように予想外のことがいろいろに起こるということをやっていたときに、それなりにきつとやっていただくというときには、そういう説明みたいなものを十分に行う必要もあるかなと。

場合によっては恐らく働こうとされている方が、こんなハードであるとは思わなかったとか、そういうような大きな負担を感じるようなことというのもありがちになるかなというふうにも思います。

あと、今滝野小さん、牧の原小さんについて内諾をいただいている、順次この後広がっていくということだけでも、空き教室とかということとはきちっと確保できるとかというような場合でないと、なかなか進めていくということが難しいかなというふうに思うんですが、学校によってはもうぱんぱんで、既にそうした空間の提供が難しいとかという、そうした学校なんかの場合には、このアフタースクールについてはなかなか対象にできないというような感じですか。

教育長
生涯学習課長

生涯学習課長。

前段の安心・安全の部分なんですけれども、こちらの資料にもあるんですけども、その時間帯は学童と一緒に運営するような形態を考えております。学童の児童も一緒に使えるような形を考えておりますので、学童の支援員さんにもご協力いただくような形をとりますし、同様にそういった資格を持った支援員等の配置を考えておりますので、各部屋の

施設等の備品とかそういった施設を壊さないような、そういったところにも注意を行っていただくことを考えております。

あと、今後の展開で場所がどうかという話ですけれども、基本的には体育館と特別教室を活用させていただきたいというのがこちらの考えではあります。それでも足りないとか使えないとかというような場合に付きましては、普通教室を活用させていただくことを考えておきまして、その際には鍵のかかるロッカーを用意して、私物とかをそういったものにしまっただいて、盗難とか壊れたりとかがないように努めて部屋を確保して、活動していくということを考えております。

教 育 長
増 田 委 員

増田委員。

実はうちの孫も学童ではなくて、その隣に同じように放課後の居場所という意味合いのところを使わせていただいて、学童とは違う居場所のほうで放課後を過ごしているということを見せてもらっているんですが、実は同じ市で指導課の職員さんが思いがけなく話をしてきたのは、学童のほうで料金を払っているそのことと、あいこクラブのほうで何もお金を払わずにいられるそれと、何の違いあるんだということが、親御さんたちの間で話題になるんですよというようなところを言っていたんです。

もちろん時間も枠も違うし、中での過ごし方とかというところももちろん違うからそこは有料である部分とお金を取らない部分とがあるんだよねというような感じで話はしていたんですが、これ、いろんな意味で一体化とって、指導者のほうもこちらの部分について関わりを持つとかというふうになっていったときの、何の違いだとか、保護者の方のほうとかにも、もしかするとそういうようなお考えというか、ちょっと出てくるような傾向はないかなという感じはするんですけれども、いかがですかね。

教 育 長
生涯学習課長

生涯学習課長。

お答えします。

学童クラブについては、下校時から最大夜の7時までということで、料金を基本的には月6,000円ということでご負担いただいているところです。今回のアフタースクールにつきましても、下校時から午後5時までの時間帯で登録された方にはご負担として月数千円を負担いただくようなことを考えておりますので、料金をご負担いただきますので、そういった問題は。

増 田 委 員
生涯学習課長

公平感はある。

公平感はあるものと考えております。ただ、料金設定についてはこれから詳細に検討していきますので、今幾らというのはお答えできない状況でございます。

増 田 委 員
教 育 長

ありがとうございました。

様々な状態が懸念されることというのは、これからたくさん出てくる

と思いますけれども、引き続き他市の事例等も参考にしながら、制度設計のほうをしていただければと思います。

ほかに質疑ありますか。

豊田教育長職務代理者。

豊田委員

先ほど生涯学習課長から、千葉県内の先行市、千葉市と柏市さんですか、もう既に実施されているということなんですけども、先ほど長尾委員からもありましたプログラムのほうなんですけども、先ほど課長さんのほうから習い事ですとかそういったものというような話がされておりましたけれども、どうなのでしょう、実際に千葉市ですとか柏市ですとか具体的には何か情報、そういった、こういうことをしていますよというような情報がございましたら、ちょっと教えていただけますか。

教育長
生涯学習課長

生涯学習課長。

まず学習面では、公文とかそういったものの学習面での継続的なプログラムを、あとスポーツではダンスとかサッカーとかそういったもののメニューを継続プログラムでやられている事例があるということです。

豊田委員

そうですか。ちょっと考えると、やはり外国語ですとか映画とか、そういったものがあれなのかなとちょっと考えたんですけども。公文さんとかそういったものをやっているところもある、実際に。

生涯学習課長
豊田委員

そうです。

なるほど。そうしますと、学校の敷地を借りて民間の業者さんがそこで事業を展開していくということになると、これから先の話ですけど、行政財産みたいな形で学校はあるわけで、そういった減免みたいな形で進むものなんでしょうかね。

教育長
生涯学習課長

生涯学習課長。

お答えします。

施設の使用料ということに関しては特に考えていませんので、実質減免ということになろうかと思えますけれども、通うお子さんの料金も民間と競合しないような形で考えておりますので、その辺も入る業者さんと調整していきたいと考えております。

豊田委員
教育長
各委員
教育長

ありがとうございました。

ほかに質疑はありますか。

なし

よろしいですかね。

では、アフタースクールについては以上にしたいと思います。

ほかにその他何かありますでしょうか。

文化振興課長。

文化振興課長

文化振興課から1点ご報告をさせていただきます。

令和7年度印西市文化財防災訓練の実施でございます。

お手元の資料をご覧ください。

1趣旨は、1月26日は法隆寺金堂壁画が焼損した日に当たり、この日を

文化財防火デーと定め、この日を中心として文化財の火災、震災その他の災害から守るため、全国的に文化財防火運動を展開し、国民一般の文化財愛護思想の高揚を図るものとあります。当市におきましても、この趣旨に基づきまして防災訓練を実施するものでございます。

2の主催でございますが、宗教法人三宝院、印西市教育委員会、印西市。

3共催は、印西地区消防組合印西消防署、印西市消防団、上町町内会。

4日時は、令和8年1月25日日曜日の10時からでございます。

5の実施場所は、上町観音堂でございます。

6の訓練種目は、通報訓練等記載のとおりでございます。なお、当日でございますけれども、市長、教育長にご出席をいただく予定でございます。

ご報告は以上でございます。

教 育 長
各 委 員
教 育 長

では、この件について質疑はありますか。

なし

各 委 員
教 育 長

では、この件について終了いたします。

ほかにその他何かありますか。

なし

では、ないようですので、これでその他を終わります。

それでは、事務局から教育委員会会議の開催日について連絡がございます。

教育総務課長。

教育総務課長

それでは、次回教育委員会会議の開催についてご連絡します。

今回は令和8年1月27日火曜日午後2時から、こちらの41会議室で令和8年第1回印西市教育委員会定例会を開催いたします。よろしくお願いたします。

以上です。

教 育 長

ありがとうございました。

各 委 員
(閉議の宣告)

それでは、その他で何かございますでしょうか。

なし

教 育 長

それでは、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

(閉会の宣告)

教 育 長

以上をもちまして、令和7年第12回印西市教育委員会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

(14時46分)

印西市教育委員会会議規則第31条の規定により、上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年12月19日

教 育 長 渡 邊 義 規

署 名 委 員 増 田 洋 子